

交通安全通信

第六十六号(冬号)

年末の交通安全県民運動

【期間】令和六年十二月十五日から三十一日の十七日間

【目的】県民一人一人が、安全を第一に考え、交通ルールの遵守と交通マナーの実践に努めることにより、交通事故防止を図る

【スローガン】安全を つなげて広げて 事故ゼロへ

【運動の重点】

- ① 歩行者と自転車の安全確保
- ② 夕暮れ時と夜間の交通安全確保
- ③ 飲酒運転等危険運転の根絶
- ④ 自分自身と相手を守る

人も車も自転車も

清水警察署

交通課 金谷係長より

地域交通安全センター スルガ自動車学校

〒424-0204 静岡市清水区興津中町522-1
Tel.0120-017-120

自らのスマホ・酒気帯び
ばつそくきようか
罰則強化



●令和六年十一月一日、改正道路交通法施行



●改正点
①、スマートフォン等を使用しながらの自転車の運転に対する罰則が強化された。

②、自転車の酒気帯び運転が罰則の対象となったこと。酒気帯び運転については、酒類の提供、同乗、自転車の提供についても罰則の対象となりました

●増え続ける自転車事故
人身交通事故の発生数は減り続けていますが、自転車に関係する事故は、ここ数年増加に転じ、人身交通事故全体のおよそ四分の一を占めています。交通事故にならなくても、ルールを無視した危険な自転車に遭遇して、ひやりとした方もいるでしょう。

ルール無視やルールを知らないことが大きな問題となっています。

●罰
スマホ等を使用しながらの運転は6カ月以下の懲役または10万円以下の罰金、酒気帯び運転は3年以下の懲役又は50万円以下の罰金となります。自転車の提供者・同乗者・酒類提供者も懲役又は罰金となります。

●「スマホ等を使用しながら」とは
スマホ等を手で保持して、通話する行為、画面を注視する行為を指します。

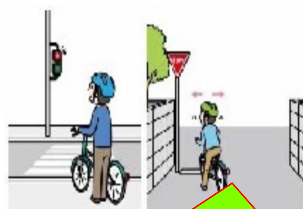


●ルールを守って交通事故防止
交通事故の怖さを知っている人なら、絶対に「ながら運転」や「酒気帯び運転」は出来ないはずです。たかが自転車、されど自転車。運転に対する責任の重さは、車と変わりません。何のためのルールで、なぜ守るのか、交通事故を起こす前に考えてみてください。



自転車安全利用五則

① 自転車は車道が原則、左側を通行／歩道は例外、歩行者を優先

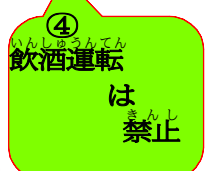


② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

③ 夜間はライトを点灯



④ 飲酒運転は禁止



⑤ ヘルメットを着用





へいしんうんてん
並進運転

(2万円以下の罰金
又は科料)

ふたりの
2人乗り

(5万円以下の罰金)



イヤホンやヘッド
フォンを使用して
運転

(5万円以下の罰金)

かさ
傘さし運転

(5万円以下の罰金等)



※こんな運転もダメです！
「ながらスマホ」や「酒気帯び運転」だけでなく、次のような運転も大きな事故になります。危険なことです。絶対にしないでください。

安全横断

3つの柱



③、横断中も周りに気をつける。

安全横断

3つの柱



②、安全を確認してから横断を始める。

安全横断

3つの柱



①、手を挙げる、差し出す、運転者に顔を向けるなどして運転者に横断する意思を明確に伝える。

「すおか・安全横断3つの柱」と銘打ち、横断歩行者に安全行動を促す施策を実施しています。

横断歩道も注意

静岡県警は、

「すおか・安全横断3つの柱」と銘打ち、横断歩行者に安全行動を促す施策を実施しています。

海上保安庁より

お知らせ

「毎年1月8日を「118番の日」として広く国民の皆様に周知しています」

118番は警察・消防の110番・119番通報と同じように海上保安庁への緊急通報ダイヤルです。陸上と異なり目撃物の少ない海上や海岸で自分の現在地を正確に伝えることはとても難しいことです。118番にて通報を受けた際は、緊急通報位置情報通知システムにより、おおよその発信位置が把握できます。また、通報に使用する携帯電話のGPS機能が「ON」であれば、より正確な位置が特定できるため、速やかに巡視船艇・航空機を救助に向かわせ、迅速な救助に繋がる可能性が高くなります。

(事例)

防波堤に船で侵入し夕方から夜にかけて4人で釣りをしていた際、1人が消波ブロック上から滑り落ち海中転落し、同行者3名に引き上げられたが亡くなる事故がありました。事故者は救命胴衣を着用しておらず消波ブロックに挟まりうつ伏せ状態で発見されました。消波ブロック上は足場が不安定で海水で濡れているため滑りやすく、暗くて見えにくい状況という大変危険な場所での釣りをしていました。

【事故防止】
立入禁止場所・危険な場所に入らないことがまず大切です。「よく釣れるから」「前は入れたから」といった理由は入っていない理由にはなりません。危険だから立入禁止になっているのです。事故に遭わないためにもまずは立入禁止場所・危険な場所に入らないようにしましょう。

次に釣りをするときには救命胴衣を着用しましょう。釣りを行う場所には波や風の影響を受け海中転落する危険性があります。「自分は大丈夫」という漠然とした気持ちでは安全には繋がりません。救命胴衣を着用していれば海に落ちても浮いて救助を待つことができます。

親御様へ

令和6年(2024年)11月から自転車運転中の「ながらスマホ」の罰則が強化し、「酒気帯び運転」の罰則が新設されました。自転車の危険行為によって事故の相手方を死亡させてしまうこともあります。

今一度、お子様を含めてご家族全員で自転車の運転に関するルールを確認して下さい。また、保険にも加入し、いつでも安全に快適に自転車を利用して下さい。

釣り中の事故防止のポイント

- ① ライフジャケットの着用
- ② 連絡手段の確保
(防水バック入り携帯電話など)
- ③ 緊急時における118番通報
- ④ 無理をしない
- ⑤ 単独行動をしない
- ⑥ 立ち入り禁止区域に入らない
- ⑦ 釣り行動計画を第三者に伝える



万が一の事故に備えて確実に着用するようにしましょう。